平成２８年（フ）第５８号
山口県防府市大字伊佐江1039番地の１　ヘスティア華城
債務者　今西　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
熊本市北区山室２丁目13番７号、前住所福岡県春日市須玖南１丁目111番地　サニーピア須玖207号
債務者　緒方　倫明
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６号
愛知県碧南市天王町５丁目３番地１　ハイツ力107号
債務者　立松　義和
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後２時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５０３号
大阪府枚方市岡山手町11番33号
債務者　熊白　光江（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８８号
大阪市生野区中川６丁目12番７号　ぶるーむ201
債務者　木村　一希
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９４号
大阪市平野区長吉長原西４丁目３番21―1404号
債務者　本田裕紀恵（旧姓尾張）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５号
愛知県豊橋市馬見塚町204番地の８
債務者　中野　　守
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第７９号
愛知県豊橋市向山町字水車３番地の11
債務者　建築設計室秀こと　鈴木　秀直
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第８３号
愛知県豊橋市東田町91番地（Ａ―301）
債務者　晩酌屋こと　川島　　隆
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４９９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町３丁目13番19号ロコハイツ101
債務者　松本　　龍
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３００号
静岡市清水区蒲原中275番地
債務者　竹田　秀貴
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２８号
静岡市清水区押切1229番地の１　清水押切団地306号室
債務者　北川　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
愛知県豊橋市飯村北５丁目10番地１（302）
債務者　櫻井　浩三
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６５号
愛知県豊橋市草間町字東山143番地26（１―406）
債務者　小松エミコこと　コマツ　マリア　クリスチナ　エミコ
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部